

国地契第79号
国官技第338-3号
国営計第109-4号
平成20年4月1日

最終改正 平成25年3月26日 国地契第110号
国官技第297号
国営計第123号

各地方整備局総務部長 あて
企画部長
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
技術調査課長
官庁営繕部計画課長

総合評価落札方式における手続の簡素化について

総合評価落札方式における手続の簡素化を図るため、下記の措置を講じることとするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 競争参加資格確認資料等の提出期限について

一般競争入札において、総合評価落札方式による場合の手続の運用については、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）の別紙で公告から申請書及び資料の提出期限までの標準的日数を、また、「一般競争入札

方式の拡大に伴う手続の運用について」(平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号)の別紙1で公告から競争参加資格確認資料等の提出期限までの標準的日数を定めるとともに、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」2-2-3(1)においても公告から競争参加資格確認資料等の提出期限までの標準的日数を示しているところであるが、技術提案評価型S型総合評価落札方式により発注する工事のうち、技術提案を求める項目の数が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を10日以上として差し支えないものとする。

2. 留意事項

- (1) 記1により日数を定めるに当たっては、求めようとする技術提案の内容を勘案し、競争参加者の技術資料の作成に過度な負担のかかることのないよう十分留意すること。
- (2) 政府調達に関する協定に基づく調達において記1の措置を行おうとする場合には、事前に本省担当課と協議されたい。

附則

本通知は、平成20年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。